

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年4月まで

昭和36年1月から39年4月ごろまで、A社B事業所で働いていた。当時の賃金明細書の控除額の欄に「国民年金」のゴム印が押されており、国民年金保険料が控除されている。申立期間の国民年金保険料は会社が納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部の賃金明細書を所持している上、その賃金明細書の控除額の欄に「国民年金」のゴム印が押されていることから、申立人が勤務していたA社B事業所では賃金から従業員の国民年金保険料を控除していたものと考えても不自然ではない。

また、A社に確認したところ、申立期間当時、B工事（工事期間は、昭和35年3月20日から39年3月19日まで）を請け負っており、申立人が所持している賃金明細書は、申立期間当時使用されていたものである上、申立期間当時、日雇労働者は、健康保険（日雇用）及び失業保険には加入していたが、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金の加入手続及び保険料納付を会社で代行していたか詳細は不明であるが、代行していた可能性も考えられるとの回答が得られた。

さらに、申立人が申立期間当時勤務していたA社B事業所の当時の上司から、申立人は申立期間当時当該事業所に勤務していたとの証言が得られた上、申立人が所持する賃金明細書において「失業保険料」が控除されており、その金額は当時の失業保険料におおむね合致していたことが確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで
私が学生だった20歳の時に私の父親がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、家族の保険料と一緒に納付していたと私の母親及び姉が証言している。申立期間が未加入、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の父親及び母親は、制度発足の昭和36年4月に国民年金に加入し、国民年金加入期間はすべての保険料を納付済みである。

また、申立人の父親は昭和38年*月から50年*月までA市議会議員を歴任しており、この期間についてその父親及び母親は国民年金の加入が任意加入となるが、引き続き国民年金保険料を納付しているほか、申立人の姉についても短大生であった20歳に国民年金に加入し保険料を納付していることから、申立人の父親は、国民年金保険料の納付意欲が高かったものと考えられる。

このことから、申立人が20歳になった昭和43年*月に、その父親が申立人のみ国民年金の加入手続きをせず、未納としておくことは不自然であり、家族と一緒に国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人家族が申立期間当時居住していたA市では、その当時、徴収嘱託員の地区協力員制度があり、「集金人に父親が納付していた」とする申立人の母親及び姉の主張は信憑^{びよう}性が高いと考えられ、その内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 38 年 9 月まで
申立期間当時は A 市で縫製業をしていた。加入手続や納付方法は思い出せないが、私の性格から空白期間を作っていないことは確かなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 1 月に申立人が申立期間当時居住していた A 市で払い出されており、この時点では、申立期間は納付可能である。

さらに、申立人は、昭和 52 年 9 月に、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、積極的に未納を解消しようとする姿勢が見受けられることから、申立人が加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険と国民年金との切替手続もおおむね適切に行われていることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度の知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から60年12月まで

国民年金保険料は、毎年、1年分を義父に手渡しており、義父が、家族の保険料をまとめて農協口座に納入していた。昭和59年11月に資格喪失手続きをしたことになっているが、私も家族もそのような手続きをした記憶は無く、国民年金にずっと加入し、納付していた。申立期間が未加入の上、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、20歳で国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人は、「家族の国民年金の加入手続及び保険料納付は、すべて義父が行っていた」と述べており、特殊台帳では、申立人は、前納期間も見受けられ、申立人の夫についても、20歳から国民年金に加入し、ほとんどの国民年金加入期間を前納していることが確認できるほか、申立人の義父及び当時同居していた義母についても、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、その義父は、国民年金保険料を納付する意識は高かったものと考えられ、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間前後を通じて申立人及び申立人の義父の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、昭和59年11月に国民年金を資格喪失した申立人が61年4月からの第3号被保険者制度導入直前の同年1月に再び国民年金に任意加入する理由は見当たらないことから、途中の申立期間の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然である。

加えて、申立期間当時、国民年金を担当していたA町役場の職員から、申立人が途中で、資格喪失をする理由も無く、当時、同町では、国民年金保険料を婦人会でまとめて農協口座へ入金しており、途中で納付を辞める人には、同町

役場から督促や確認を行っていたとの証言が得られ、申立人は、役場から督促や脱退の確認は無かったと述べているなど申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から13年4月までの期間及び同年6月に係る標準報酬月額記録については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月26日から8年6月26日まで
② 平成8年6月26日から9年7月1日まで
③ 平成11年10月1日から13年10月1日まで

A社に勤務した平成5年9月から8年5月までと、B社に勤務した同年6月から13年9月まで（平成9年7月から11年9月までを除く。）の社会保険事務所（当時）の標準報酬月額記録が相違している。同年3月及び同年5月の給料明細書を添付するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間③のうち、平成11年10月から13年4月までの期間及び同年6月について、申立人名義の預金口座の取引明細表により、当該申立期間のB社からの給与は、毎月32万円前後の額が振り込まれていることが確認できるところ、申立人から提出された同年3月分の給料明細書では、標準報酬月額38万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、同僚から提出された給料明細書によれば、平成11年10月から13年9月までの期間において、オンライン記録における標準報酬月額よりも高い厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、当該同僚のオンライン記録では、平成11年10月1日付けの定時改定により大幅に減額された標準報酬月額に決定されているが、申立人も同日付け定時改定により38万円から24万円に減額された標準報酬月額に決定されていることが確認できる上、複数の同僚は、「平成11年ぐらいはボーナスが無くなるなど、業績が悪くなった」旨証言していることを踏まえると、申立人についても、当該同僚と同様の取扱いがなされていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、平成11年10月から13年4月までの期間及び同年6月において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては、当時の資料は無く不明と回答しているが、申立人及び同僚が所持する給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録に係る標準報酬月額が申立期間③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②について、同僚が所持する給料明細書により、同僚は、当該期間において、社会保険事務所（当時）が管理している標準報酬月額に見合う報酬月額を超える報酬を得ていたことは確認できる。しかし、給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、同僚のオンライン記録における標準報酬月額と同額又はそれより低額となっている申立人のオンライン記録における標準報酬月額についても同様に記録されていると推認される。

また、申立期間③のうち、平成13年5月及び同年7月から同年9月までの期間について、同年5月分の給料明細書及び同年7月から同年9月までの預金口座の取引明細表で確認できる報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額となっている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②並びに③のうち平成13年5月、同年7月から同年9月までの期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

B社の事業主は、申立人が昭和22年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年8月6日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年7月から同年12月までは200円、23年1月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,500円、同年12月から24年4月までは2,400円、同年5月から同年7月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年8月6日まで

昭和22年4月にC氏の紹介でD社に入社し勤務した。日勤と夜勤が有り、月におおよそ25日勤務した。申立期間の厚生年金保険被保険者期間が抜けているのは納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 B社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名の者（ただし、生年月日は3日相違。以下「A氏」という。）が昭和22年7月1日に資格取得した旨の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚の証言から申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できるとともに、A氏の被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

一方、当該未統合の記録の資格取得日は、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿共に一致するが、喪失年月日については、オンライン記録は昭和22年7月31日となっているものの、同名簿においては空欄となっている。また、同名簿には、23年1月に標準報酬月額の改定の記載がされており、この改定の記録を前提とすると、事業主が申立人について、22年7月31日に資格喪失した旨の届出をしたとは考え難い。

さらに、B社は昭和24年8月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなく

なっているところ、被保険者の資格取得日が22年7月1日、資格喪失日が24年8月6日となっている申立人と同じ学校を卒業し、一緒に入社した同級生の同僚は、「申立人とはB社が存在していた間は一緒に勤務していた」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の管理が適正に行われていたとは考え難く、申立人が昭和22年7月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び24年8月6日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿における申立人及び同僚の記録から、昭和22年7月から同年12月までは200円、23年1月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,500円、同年12月から24年4月までは2,400円、同年5月から同年7月までは3,500円とすることが妥当である。

2 申立人が、申立期間のうち、昭和22年4月1日から同年6月30日までの期間について、B社に勤務していたことは、申立人と同じ学校を卒業し、一緒に入社した同級生の同僚の証言から推認できる。

しかし、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和22年7月1日となっているところ、「入社後3か月程度の試用期間があった」と証言をしていることから、当該事業所においては入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間のうち、昭和22年4月から同年6月までの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和22年4月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年10月まで

申立期間当時は農業をしており、隣組の皆で国民年金に加入し、交代で国民年金保険料を集金していたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と共に国民年金保険料を集金で納付していたと主張しており、申立人が居住するA町（現在は、B市）では、申立期間当時、国民年金保険料の集金を組織（婦人会等）に依頼していたことが確認できたが、申立人及びその夫に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人と同じ隣組で国民年金保険料を納付していたとする友人夫婦は、国民年金手帳を所持し、申立期間の検認欄には検認印が押されているのに対し、申立人は国民年金手帳を所持したことが無いとしており、昭和41年11月に加入している厚生年金保険との切替手続の記憶も無いことから、国民年金に加入していた状況はうかがわれず、申立人及びその夫に対して、組織による国民年金保険料の集金が行われたとは考え難い。

さらに、申立人は当時の記憶が曖昧であり、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られなかったため、当時の状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から51年3月まで
長男が1歳になる昭和43年ごろに、義父に国民年金の加入を勧められ、市役所で加入手続をした。男性職員からさかのぼって国民年金保険料を納付できるとの説明を受け、納付した。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月ごろに払い出されており、同年4月1日が資格取得日となっていることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、申立人は現在所持している2冊の年金手帳(3制度共通、昭和49年以降に使用)以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで
申立期間にA社に勤務して給料から保険料が控除されていた記憶がある。面接時に厚生年金保険加入の確認をしたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、当時の事業主及び同僚の証言から推認できる。

しかし、当時の事業主は、「事業所が厚生年金保険に加入した時期は、新卒者が2名入社した年度である昭和50年からである」と回答しているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年5月2日であり、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票によると同日に5名が厚生年金保険被保険者資格を新規取得しており、申立期間においては適用事業所としての記録は確認できない。

なお、昭和48年1月からA社に勤務していた同僚の記録については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった50年5月2日まで国民年金に加入し、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月10日から22年7月1日まで
昭和20年10月に母親に連れられ、父親が支配人を務めるA社に行き、1年8か月ほど勤務した。同事業所で勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)が保管する厚生年金保険事業所番号等索引簿、厚生年金保険被保険者名簿及び年金手帳記号番号払出簿によると、A社は、昭和20年8月18日に厚生年金保険適用事業所ではなくなり、23年6月1日に再度、厚生年金保険適用事業所となっていることから、当該事業所は、申立期間において、厚生年金保険適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が記憶している当時の上司及び複数の同僚も、申立期間には厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

また、申立事業所は現存しておらず、当時の事業主は死亡しており、申立ての事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月13日から36年12月30日まで
A社に勤務していた期間の脱退手当金が支給されたとする昭和37年3月10日当時、私は妊娠中で、交通も不便であり脱退手当金を受取に行ったことは無い。

また、当時は20歳代で、年金のことに全く関心は無く、厚生年金保険に加入したことも脱退手当金制度も知らなかったし、A社の期間についてだけ脱退手当金を受けたことも不自然である。脱退手当金を受けた事実は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に勤務していた申立人の同僚について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年12月30日の前後各5年に資格喪失した者で、社会保険事務所(当時)において記録が確認できた脱退手当金受給資格を有する者33名について、脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人を含む17名について脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、A社の被保険者名簿の申立人の記載された欄には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年3月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から25年4月4日まで

私は、嫁いでから実家には盆と正月に帰省するくらいで、脱退手当金支給日の昭和25年9月6日には嫁ぎ先にいたので、脱退手当金については何も知らず受給した記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場（現在は、C社）の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和25年前後に資格喪失した者68名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、38名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち19名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和25年9月6日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月から 35 年 8 月まで

私は、申立期間当時、A町にあったB店に住み込みで働いていた。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB店について、C社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない旨の回答を得ており、管轄保健所及び税務署に対して、B店に係る関係資料の有無を確認したところ、いずれも保存期限が経過しており確認ができないため、適用事業所であったことを特定することはできない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主の氏名や申立人が一緒に働いていたとする同僚の氏名もフルネームで憶えている者がいないため、同僚の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

自動車教習所であったA社B事業所に昭和 36 年 2 月に入社した。その後、社名はC社D事業所に変ったが同じように勤務していた。近くに自動車学校ができたため生徒が減り廃業することになったが、同じ場所で、E氏が社長になり、自動車の修理会社として発足したF社に修理工場の責任者として勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は、社会保険事務所（当時）に保管されているF社に係る健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書によると、適用年月日欄に「昭和 43 年 5 月 1 日」、事業の開始年月日欄に「昭和 41 年 4 月 1 日」と記載されていることから、同社が厚生年金保険の適用を受ける前の期間であったと認められる。

また、F社の当時の事業主は、「40 年も前のことであり、会社も 30 年以上前に解散し、当時の資料は何も残っていないが、申立人は 4、5 年働いていた。昭和 41 年 4 月に事業を開始したが、当初 2 年くらいは厚生年金保険に加入していなかった」と証言し、同社が厚生年金保険の適用を受けたときから被保険者の記録がある同僚は、「昭和 41 年の秋ごろ入社したとき、既に申立人は勤務していたが、入社当時は厚生年金保険には加入していなかった」と証言している。

さらに、上記同僚は、「加入する前から保険料が控除されるようなことは無かった」と証言している上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで
昭和 44 年 2 月 1 日から 46 年 11 月 30 日まで、A 市の B 社に勤務し、従業員の送迎や荷物の積み降ろし等の業務に従事した。同僚には厚生年金保険の加入記録があるが、自分には無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している社員旅行の写真及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の失業保険（現在は、雇用保険）被保険者資格取得確認通知書を保管している社会保険労務士は、申立人の当該通知書は無いと回答しており、申立人の雇用保険の加入記録を確認することができない上、申立期間において、社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番となっており欠番が無い。

また、複数の同僚は、厚生年金保険に加入していない従業員がいたため、事業主が加入するよう指導していた旨証言していることから、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は現存しているものの、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について有力な証言を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 5 日から同年 12 月 25 日まで
② 昭和 34 年 5 月 12 日から同年 12 月 27 日まで
③ 昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 1 月 24 日まで

昭和 32 年 6 月 5 日から、労働関係法の適用を受け A 事業所の B 作業場で臨時月雇として雇用されたのを始めとして、その後、C 作業場、B 作業場、D 作業場において断続的に雇用された。このうち、3 度にわたる B 作業場勤務時の厚生年金保険被保険者記録が無いが、どの作業場においても勤務実態は同じであり、この短期間のうちに社会保険に加入したり未加入になったりすることは不自然である。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の申立人に係る人事記録から、申立人がすべての申立期間について、A 事業所の B 作業場で臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、「社会保険加入の扱いについては、通知に基づき、A 事業所以外の事業所で使用される臨時職員は、雇用形態にかかわらず、職種により区別していた。「事務作業員」は社会保険加入の強制適用であるが、「その他の作業員」は任意適用であり、任意適用は社会保険の加入について本人の意思確認をしていた」と回答している。なお、「国に使用される臨時職員等の健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法の適用について」が昭和 32 年 9 月 25 日に出されているが、本通知に先立つ期間の取扱いについては、28 年 12 月 16 日付け「**** 事業に従事する労務者に対する健康保険法等の適用について」により、「労務者に対して厚生年金保険法の主旨徹底を計り、その上で加入希望者がある場合につき加入の手続を取る」と定められている。

また、A 事業所の申立人に係る人事記録によれば、申立人の職種は、申立期間①においては「aaa」、申立期間②及び③においては「bbb」となっており、いずれの期間においても「事務員」ではなかったことから、厚生年金保険の加入については任意適用の取扱いであったことがうかがえるところ、同時期に申

立期間②に係る事業所に勤務していた同僚も、申立人と同様に職種が「aaa」となっており、当該期間においては、兩人共厚生年金保険被保険者としての記録は無い。一方、申立人が厚生年金保険の強制適用とされていた「事務員」として勤務していたC作業場における勤務期間については、厚生年金保険被保険者として記録されているところ、申立人が厚生年金保険の任意適用とされていた「aaa」として勤務していたD作業場における勤務期間については、厚生年金保険被保険者として記録されている。他方、申立人が挙げた同僚は、厚生年金保険の任意適用とされていた「aaa」として勤務していた二つの異なった作業場における勤務期間において、一方の作業場における勤務期間については厚生年金保険被保険者として記録されているものの、他方の作業場における勤務期間については厚生年金保険被保険者として記録されていないことを踏まえると、A事業所においては、すべての臨時職員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「事業所の責任者から、社会保険について説明があったかもしれないが、憶えていない」と陳述している上、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月18日から27年1月5日まで
A社に昭和23年6月1日の厚生年金保険の新規適用時から27年3月25日まで継続勤務していたが、23年10月18日から27年1月5日までの厚生年金保険加入期間が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所になった日から、同事業所が適用事業所でなくなったと考えられる昭和28年1月ごろまでの期間において被保険者資格を取得した従業員143人のうち40人に再加入の記録があり、そのうち7人には2度の再加入の記録が確認できるところ、申立人の叔母についても、申立人は同事業所を退職したことが無いと述べているが、被保険者名簿によると2回の再加入記録がある。

また、当時の取締役の息子も、自らの勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が異なると証言していることを踏まえると、申立事業所においては、従業員のそのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された健康保険の整理番号は連番で欠番が無いほか、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も他界していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。